

国民健康保険のお知らせ

☎ 医療保険課 ☎892-0121

保険料の料率が決まりました

6月中旬に、令和3年度の「国民健康保険料納入通知書」を送付します。所得割、均等割、平等割の保険料率等は下表のとおりです。

		医療分	支援金分	介護分	
年間保険料 (①～③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (令和2年中の所得が対象)	× 8.64%	× 2.72%	× 2.58%
	②均等割	被保険者1人あたり	30,331円	9,446円	17,520円
	③平等割	1世帯あたり	29,692円	9,247円	—
	限度額		63万円	19万円	17万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者に加算されます。

所得割の基準総所得金額の計算方法

給与所得等の場合	営業・その他の事業・不動産所得などの場合
給与収入－給与所得控除－基礎控除(43万円)	収入－必要経費－基礎控除(43万円)
公的年金等の場合	
年金等の収入－公的年金等控除－基礎控除(43万円)	

※複数の所得がある場合でも、基礎控除は43万円のみです。

※給与所得および公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、(給与所得(上限10万円)＋公的年金等雑所得(上限10万円))－10万円を給与所得金額から差し引きます。

保険料の納付

普通徴収(口座振替や納付書で納付)は6月～翌年3月までの10回で、特別徴収(年金天引き)は偶数月の年6回で収めていただきます。5月中に転出や社会保険加入等で国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を本年度の保険料確定後の6月納付期として納入通知書を送付します。

納付はコンビニやスマホでの決済アプリでも納付できます。また、納める手間が省け、納め忘れもなくなる便利な口座振替制度もご利用ください。

☎ 口座振替申込に必要なもの 預貯金通帳、金融機関届出印、国民健康保険の納入通知書

※決済アプリ納付の詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021020400012/>

保険料の支払いが困難な場合はご相談ください

新型コロナウイルスに感染した場合やコロナ禍で著しい損害を受けた場合、災害・倒産・解雇等で大幅に所得が減少した場合や、生活困窮等で支払いが困難なときは、保険料の減免等の制度があります。

なお、減免内容により期限がありますので早めに相談ください。

休日納付相談窓口

平日の昼間に、来庁が困難な人はご利用ください。

※新型コロナウイルス感染状況により、変更・中止する場合があります。

日時 6/20(日)10:00～15:00 場所 市役所本館1階 医療保険課

持ち物 本人確認書類、令和3年度決定通知書

医療費一部負担金の減免制度

次の事情等で、医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた

②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休業、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した

③その他①・②に類する事由がある

※減免が認められるためには、一定の条件があります。

介護保険のお知らせ

☎ 高齢介護課 ☎893-6400

保険料が決まりました

6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上)に令和3年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。

保険料の納付

普通徴収(口座振替・金融機関などで納付)は、6月～翌年3月分の10回、特別徴収(年金天引き)は偶数月の年6回で納めていただきます。なお、保険料の滞納があった場合、滞納処分や介護サービスを使うときに支払う1・2割、または3割の自己負担が3割または4割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず期限内に納めましょう。

納付は、コンビニやスマホの決済アプリでも納付できます。また、納める手間が省け、納め忘れもなくなる便利な口座振替制度もご利用ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021020400012/>

保険料の軽減等

新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、災害や所得の大幅な減少等の特別な事情により納付が困難な場合は、保険料の減免・徴収猶予制度がありますのでご相談ください。

他に真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に即して、保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件全てに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人。

①世帯全員が市民税非課税(確定申告または市民税申告が必要)

②世帯の年間収入合計が144万円以下(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)

③市民税課税者に扶養されていない

④市民税課税者と生計を共にしていない

⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていない

⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にある(住居用資産を除く)

⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下

⑧介護保険料を滞納していない

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申込 令和3年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)を持参し、高齢介護課

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,320円
2	世帯員全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万円超120万円以下
4		120万円超
5	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
6		80万円超
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
8		120万円以上210万円未満
9		210万円以上320万円未満
10		320万円以上350万円未満
11		350万円以上500万円未満
12		500万円以上650万円未満
13		650万円以上800万円未満
	800万円以上	

※所得金額は、前年(令和2年1～12月)の合計所得金額です。

※合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額を用います。

※令和3年度から、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額または公的年金等の合計所得金額から10万円を控除した額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします)。